

社団法人関西経済連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人関西経済連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 本会は、財政経済、産業、社会労働に関する諸問題を調査研究して、関西経済界の総意の表明とその実現を図り、もってわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 委員会、懇談会等を設置して意見をとりまとめ、これを提言すること
 - (2) 内外の財政経済、産業、社会労働に関する諸問題の調査研究、資料や情報の収集を行い、その成果を普及すること
 - (3) わが国及び地域経済社会の健全な発展に資する経済界としての取り組み、協力、支援を行うこと
 - (4) 内外経済界等との連絡提携を図ること
 - (5) その他、前条の目的を達成するため必要なこと
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種類)

第5条 本会の会員は、甲種会員及び乙種会員とし、甲種会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 甲種会員は、本会の目的に賛同して入会するもので、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 法人会員は、産業経済に関する事業を営む法人とする。
- (2) 団体会員は、産業経済に関する団体とする。
- (3) 個人会員は、本会の運営に功労のあった経済人とする。
- (4) 特別会員は、甲種会員である法人又は団体の役員のうち、会員代表者以外の者であって、本会の趣旨に賛同してその事業の遂行に協力する者とする。

3 乙種会員に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(入会)

第6条 法人会員又は団体会員になろうとする者は、所定の書面により申込み、理事会の決議を経なければならない。

2 個人会員は、会長が理事会の決議を経てこれを推薦する。

3 特別会員は、会長がその特別会員の属する法人又は団体の同意を得たのち、理事会の決議を経てこれを推薦する。

(会員代表者の届出)

第7条 法人会員及び団体会員は、本会に対する代表者（以下「会員代表者」という。）1名を届出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

(会費及び入会金)

第8条 会員は、毎年会費を納入しなければならない。

2 法人会員及び団体会員は、入会時に入会金を納入しなければならない。

3 会費1口の金額及び入会金については、総会の決議により別に定める。

(退会)

第9条 会員は、所定の書面を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 2年以上会費を納入せず、理事会の決議があったとき。
- (5) 第5条第2項に該当しなくなったとき。
- (6) 総社員が同意したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総社員の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときには、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員とし

ての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上50人以内

(2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を会長、9人以上14人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事を含む9人以内を同法第91条第2項の業務執行理事とする。

4 本会に、会計監査人1人を置く。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって社員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては9人を限度として、社員以外の者を理事に選任することを妨げない。

2 会計監査人は、総会の決議によって選任する。

3 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事若しくは会計監査人を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会において理事の互選により定める。

5 専務理事及び常務理事は、業務執行理事のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

6 監事及び会計監査人は、本会の理事又は第49条第2項に規定する者を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、代表理事を補佐し、本会に常勤して、本会の業務を分担執行する。

3 会長は、本会を代表して本会の業務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定められた順位によりその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を代行する。

5 専務理事は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、常務理事は、会長及び専務理事を補佐して

常務を処理する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び第49条第2項に規定する者に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べるすることができる。

4 監事は、前各項のほか法令に認められた権限を行使することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第16条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び第49条第2項に規定する者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、前各項のほか法令に認められた権限を行使することができる。

(任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 補欠又は増員のため選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第18条 役員及び会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第20条 本会は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役、特別顧問及び顧問)

第21条 本会に、相談役10人以内、特別顧問20人以内及び顧問10人以内を置くことができる。

2 相談役は、本会の会長であった者及び本会に特に功労のあった理事のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 特別顧問は、本会の副会長であった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 顧問は、有識者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

5 相談役、特別顧問及び顧問は、本会の業務に関して会長の諮問に答え、また、理事会に出席して意見を述べることができる。

6 第17条第1項、第18条第1項及び第19条第1項の規定は、相談役、特別顧問及び顧問について準用する。

第4章 総会

(種類及び構成)

第22条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 総会は、すべての社員をもって構成する。

3 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第24条 定時総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事会の決議があったとき

(3) 総社員の5分の1以上から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面をもって召集の請求が会長にあったとき

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、理事会決議に基づき、日時及び場所並びに会議の目的である事項及びその内容を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権、その行使方法)

第27条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 法人会員及び団体会員の議決権は、会員代表者がこれを行使するものとする。

3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決権を行使し、又は他の社員を代理人としてその議決権行使を委任することができる。ただし、会員代表者の場合にあつては、その会員代表者の属する法人又は団体の役職員又は使用人をもって代理人とすることを妨げないものとする。

4 前項の代理人は、その資格を証明する書面を本会に提出しなければならない。

5 第3項の規定により議決権を行使する社員は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議)

第28条 総会は、総社員の過半数の出席をもって成立する。議事は、法令及びこの定款に別に定める場合を除くほか、出席した社員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長が社員である場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会に出席した構成員（代理人を除く。）のうち2名が記名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 前各号のほか、法令及び定款に別に定める事項

(招集)

第32条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 監事は、第15条第2項の規定において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 前第3項、第4項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事あるいは監事は、理事会を招集することができる。

6 理事会を招集する場合は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項及びその内容を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、この定款に別に定めるもののほかは、その過半数の同意をもってこれを決する。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 評議員会及び委員会

(評議員会)

第36条 本会は、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、評議員会議長1名、相談役、特別顧問、顧問及び評議員で構成する。
- 3 評議員会は、本会の業務に関し会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 4 評議員会は、評議員会議長がこれを招集する。
- 5 定款に定めるもののほか評議員会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(評議員会議長及び評議員)

第37条 評議員会議長及び評議員は、会員のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員会議長及び評議員の任期については、第17条の規定を準用する。

(委員会)

第38条 第4条第1号の委員会に関して必要な事項は、本条に定めるもののほか、会長が別に定める。

- 2 委員会は、委員長及び副委員長等と委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長等と委員は、会員のうちから会長がこれを委嘱する。ただし、副委員長等は必要があるときに限り委嘱するものとする。
- 4 前項本文の場合、委員にあつては、会員が法人又は団体であるときは、その会員代表者以外の役職員及び使用人のうちからこれを委嘱することを妨げないものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

(経費)

第41条 本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が理事会の決議を経てこれを作成し、毎事業年度開始前の総会で決定するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その事業年度の定時総会において決定することを妨げない。この場合定時総会までの予算執行は前事業年度の予算の例による。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 収支決算書

2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めによるほか、第50条の定めによるものとする。

(会計原則)

第45条 本会の会計は、一般に妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において総社員の3分の2以上の決議を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(合併)

第47条 本会は、総会において総社員の3分の2以上の決議を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けることにより、他の特例社団法人又は特例財団法人と合併することができる。

(解散)

第48条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1項第3号から第7

号の規定に基づき解散する。

2 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1項第3号の規定に基づき解散する場合は、総会において総社員の4分の3以上の決議を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

3 本会の解散に伴う残余財産は、総会の決議を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第49条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱及び解嘱する。

4 その他事務局に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(備付け書類及び帳簿)

第50条 本会は、その主たる事務所に、常に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 事業報告書
- (10) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録
- (11) 監査報告書及び会計監査報告書
- (12) その他法令で定める書類及び帳簿

第10章 個人情報の保護及び公告

(個人情報の保護)

第51条 本会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、これを別に定める。

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、時事に関する日刊新聞紙に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第53条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この定款の変更規定は、経済産業大臣の認可後、平成21年5月25日から施行する。